



## 長野県訓令第2号

本庁内部部局  
現地機関

副知事の担当事務に関する規程を次のように定めます。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部守一

副知事の担当事務に関する規程

(担当事務)

第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。

(1) 副知事関昇一郎の担当事務

- ア 信州未来共創戦略に関すること。
- イ 佐久地域、上田地域、松本地域、北アルプス地域、長野地域及び北信地域に関すること。
- ウ 企画振興部（交通政策局及びDX推進課を除く。）、総務部、県民文化部、健康福祉部、産業労働部、観光スポーツ部及び会計局の事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）第2条第1項に規定する事務処理に関すること。
- エ 行政委員会との連絡調整に関すること。
- オ その他知事が指定する事務に関すること。

(2) 副知事新田恭士の担当事務

- ア 県土のグランドデザインの策定に関すること。
- イ デジタルトランスフォーメーションに関すること。
- ウ 諏訪地域、上伊那地域、南信州地域及び木曾地域に関すること。
- エ 危機管理部、企画振興部（交通政策局及びDX推進課に限る。）、環境部、農政部、林務部及び建設部の事務処理規則第2条第1項に規定する事務処理に関すること。
- オ 企業局との連絡調整に関すること。
- カ その他知事が指定する事務に関すること。

(担任の特例)

第2条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任する事務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、令和7年3月17日から施行する。

人事課